



STOP! 介護崩壊 介護ウェーブ2010 推進ニュース

－介護ウェーブの“Big Wave”をおこそう！－

方針「今後の介護ウェーブの取り組みについて」を具体化し介護改善要求の声を国会に届けよう！

民主党が打ち出した「Pay as you go原則」を前提とした議論の在り方に批判が相次ぐ

厚労省「社会保障審議会介護保険部会」(第35回)が開催(2010年10月28日)

介護保険法の見直しに向けて、厚労省の「社会保障審議会介護保険部会」(部会長：神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授・山崎泰彦氏)は、第35回目の会合を開き、厚労省はさらに議論が必要な論点として、保険料や利用料など利用者負担の引き上げに関する事項等について提示しました。しかし、民主党が打ち出した「Pay as you go原則」を前提とした議論の在り方に対し各委員から批判が相次ぎ、特に、提唱団体である経団連の藤原参考人が、「社会保障にこの原則はそぐわない」といった見解を示しました。厚労省は、次回(11月19日)に取りまとめに向けた素案を提示する考えを示し、11月中に取りまとめられる見込みです。



厚労省が示した論点の『利用者負担』では、「高所得者の利用者負担を引き上げる」「ケアプランの作成に利用者負担の導入」「補足給付に資産などを考慮した仕組みへの変更」「多床室にも室料負担を設定」、『軽度者に対する給付』については、重度者へ給付を重点化する目的で「軽度者の利用者負担の引き上げ」「生活援助などの軽度者に対する給付の縮小」、『保険料負担』は、第2号被保険者を「総報酬額に応じて決める方式の導入」、その他、「被保険者範囲を40歳未満に拡大」することが提示されました。また、『公費負担の引き上げ』については、「公費負担5割から6割への引き上げ」「調整交付金を外枠化」「補足給付を公費負担化」「地域支援事業を公費負担化」が提示されました。

この日の介護保険部会では、「24時間地域巡回型訪問サービスの在り方検討会」の座長を務める堀田力氏(公益財団法人さわやか福祉財団理事長)から「中間とりまとめ」のレクチャーを受け、質疑が行われました。今後、2回の検討会を受けて、2011年1月下旬を目途に、報告書を公表する予定です。

閣議決定されたから仕方ないという、うわざっぽりの議論で良いのか

「Pay as you go原則」に縛られた中で、法改定を議論せざるを得ない状況に対し、「Pay as you go原則は、2001年に経団連、2006年に民主党が言い出したもの。閣議決定されたから仕方ないという、うわざっぽりの議論で良いのか。本来は、医療、介護、年金といった社会保障全体の根幹に関わるものであり、社会保障審議会で議論を行うべき。社会保障分野を成長産業として位置づけ、同時に、憲法第25条の精神に則り、Pay as you go原則がこれからのが国の社会保障制度の充実に絶対的に必要なものか否か、より詳細な議論がなされるべき(川合秀治氏・全国老人保健施設協会会長)」、「Pay as you go原則は2001年に経団連が打ち出したものである。しかし、経団連は、財政全体のフレームに対してであり、現在の民主党が行っている省や局、課を単位に適用させるのは問題がある。また、概算要求の中で、社会保障にPay as you go原則が適用されるのも問題である(藤原参考人・日本経団連)」と、「Pay as you go原則」を提唱した経団連の委員(代理)自身が、民主党が行っている政策に対し疑問を呈しました。



国民が現政権を選択したのは、介護保険財政の収支の辻褄合わせを期待したものではない

現在の議論の進め方に対し、「枠が決められた中でのパイの取り合いで、国民のもとめる安心の福祉の実現はできない。国がまず、国民が願っている安心して暮らせる社会保障の充実を1番の重点課題とし、財源も含め国民が納得できる内容を示すことこそ急務である（勝田登志子氏・認知症の人と家族の会福代表理事）」、「介護保険10年の総括を充分に議論すべきであり、現場の問題点を積み上げて給付の方向性を決めていくべきである。Pay as you go原則を前提に議論を進めていくと、本質的な給付の在り方を論じることは難しい（結城康博氏・淑徳大学総合福祉学部准教授）」と、国民が必要とする本来の給付の在り方を明らかにできないといった懸念が示されました。

その他、「医療、介護の社会保障政策にPay as you go原則を導入することは、制度の理念を歪め、国民の信頼と支持を失うことになる。介護保険部会が、制度維持のための財源探しを理由に、利用者負担の強化や軽度者に対する給付制限、生活援助外しなど、制度を後退させる方向の取りまとめを行うべきではない。国民が現政権を選択したのは、政治主導による強い指導力であり、介護保険財政の収支の辻褄合わせを期待したものではない。公約に掲げる『強い社会保障』の前に、せめて、安心できる社会保障を政治主導で早急にお示しいただきたい。自立支援、介護の社会化、利用者本位など、制度発足の理念に立ち返り、国民に恒久的財源の必要性を説き、介護需要増大時代に対応した公費導入の引上げなど、政治主導で道筋をつけることを最優先していただきたい（齊藤秀樹氏・全国老人クラブ連合会理事・事務局長）」と、「Pay as you go原則」を導入した民主党に対し、「強い社会保障」の前に、「安心できる社会保障」を政治主導で行うよう注文しました。

自己負担の引き上げは論外で、軽度者いじめのようなものである



軽度者の自己負担を2割にすること等、自己負担増に対しては、「安心して暮らせる社会保障の充実が必要で2割負担への引き上げは論外で軽度者いじめのようなものである」（勝田登志子氏・認知症の人と家族の会福代表理事）、「高所得者に新たな負担を求めるとしても介護は医療と違って先が見えず、ケースによっては何年もサービスを利用しなければならない。例えば、現行の1割負担から2割負担になると、利用者にとっては倍の負担となる。そうなると、高所得者でもかなり介護生活が苦しくなるため引き上げは好ましくない（結城康博氏・淑徳大学総合福祉学部准教授）」、「高所得者に限らず、制度を支えるうえで負担能力に応じた負担は当然であるが、利用抑制につながるサービスへの応能負担の強化は反対である（齊藤秀樹氏・全国老人クラブ連合会理事・事務局長）」等、自己負担の引き上げに対し反対意見が出されました。

ケアプランに利用者負担の導入について、木村隆次氏（日本介護支援専門員協会会長）は、「利用者負担導入に断固反対」とした上で、仮に1割負担が導入された場合、73億円の財源にしかならない実態を示し、さらに、利用者の目線が厳しくなることで、ケアマネジャーが淘汰され、質が向上するという意見があることについて、「財源論と同じ土俵で考えるべきではない」と批判しました。

公費負担の引き上げについてでは、「政治決断によって新たな財源を確保し、公費負担割合を6割近くまで引き上げるべきである。なお、その際の財源における議論の場は、政府税制調査会、税と社会保障の抜本改革調査会（民主党）、国会であり、この部会で本格的に議論するものではない（結城康博氏・淑徳大学総合福祉学部准教授）」と、財源を確保するといった議論は、介護保険部会で行うべきではないといった意見や、逆に、「Pay as you go原則から、公費負担5割は堅持すべき（土居丈郎氏・慶應義塾大学経済学部教授）」、「公費負担の引き上げは、国と地方の税金であり、元々は国民の税金であることを考えることが必要（青木参考人・全国知事会）」等、引き上げに慎重な意見が出されました。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」事務局：山平・名波まで

TEL 03-5842-6451 / FAX 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp